

自治会回覧

会員各位

令和2年2月
生活環境部

交差点での一時停止を守りましょう！

＜一時停止違反は3月以下の懲役又は5万円以下の罰金(過失罰あり)＞

停止線の前で完全に停止した後、左右を確認し通過することが原則です。(運転実技で反則が一番多い)



しかし、多くのドライバーは
「十分減速して周囲の確認を行ったから大丈夫」
「ほぼ停止したから違反ではない」
といった誤った考えや、
「交差車両や歩行者は来ないだろう」
といった甘い予測を立てて、低速で通過したために交通事故を起こしたという事例が多く見受けられます。

当然、完全に停止していない状態では、交差道路から接近してくる車の確認は不十分となりやすく、特に接近してくる車両などとの距離や速度の正確な判断が不正確になります。

残念ながら、桜台町内においても、一時停止をしていないドライバーが見受けられます。

毎日通る慣れた道で、これまで事故を起こした事がないという安易な根拠から、注意力が散漫になり、危険な運転をしがちです。

交通ルールを守り、ユツタリとした気持ちの運転で、事故を防いで、子どもや、お年よりの安全安心に心がけましょう！